

9. 施策の展開方針

9 - 1 . 基本目標 1 : 耐震性を有する住宅・建築物の整備促進

(基本施策 1) 耐震診断・改修促進に向けた環境整備

(1) 耐震診断・改修等に係わる相談体制の整備

近年は、悪質リフォーム、アスベスト、耐震偽装など住宅を取り巻く社会的な問題が生じており、相談件数は増加傾向にあります。

これらの問題に対応するため、町では、相談窓口の設置を行います。なお相談窓口においては、耐震診断・改修のほか、住宅の一般相談や高齢化リフォームに関する相談にも対応できるよう、福祉部局との連携を図り体制の整備を図ります。

主な施策
耐震診断・改修等に係わる相談窓口の整備 福祉部局と連携した相談体制の整備

(2) 耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実

住宅取得者など消費者が多様な選択肢から自己ニーズを的確に実現できるように、(財)建築指導センターと連携し、住まいやまちづくりに関する各種情報の提供を行います。また、町のインターネットを活用し、耐震診断に関する情報を提供します。

主な施策
耐震診断・改修等に係わる情報提供（広報誌を活用した耐震改修ニュースなど） 町のホームページ内に耐震診断に関する情報を提供（リンク集など）

(3) 耐震診断・改修技術等講習会の紹介

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士等が行った詳細な耐震診断結果に基づいて実施することが重要ですが、住宅・建築物の耐震化に関して、十分な技術・知識を有している建築士等はいくつかは少ない状況にあります。

そこで町では北海道や地域の建築関係団体と連携し、講習会を開催の紹介をします。

北海道では、耐震診断、改修等講習会を受講した建築士等専門家の存在を把握し、名簿等を閲覧しています。町でもこれらと連携を図り、町内の講習会受講者の増加を図ります。

主な施策
耐震診断・改修技術講習会の紹介 講習会受講技術者名簿の閲覧（北海道ホームページ）

(4) 耐震診断・改修促進のための所有者等への支援

住宅の耐震化は、一義的には所有者の責務として実施すべきことですが、住宅については町民生活の基盤としてストック数も多く、また、その費用負担が耐震化を阻害する一因ともなりうることから、耐震診断・改修促進を図るため所有者の支援の検討が必要です。

耐震診断は、所有者が耐震改修を必要とするか否かを判断する上で必要な調査であり、耐震診断を実施することで、防災意識の向上、地震に対する不安解消に寄与するものです。

町では、国及び北海道の耐震改修に関する助成制度と連動した住宅の耐震、改修費用の助成制度の創設を行います。さらに北海道の無料耐震診断を定期的に周知するとともに町職員の研修を実施し、町独自で簡易診断が可能な体制の整備を検討します。

主な施策

国及び北海道の耐震改修促進に関する助成制度と連動した住宅の耐震診断改修費用の助成制度の創設
町職員の研修による町の無料診断実施への取組の検討

(参考) 耐震改修税制について

住宅に係る耐震改修促進税制

【所得税減税】

個人が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に、一定の区域内において、旧耐震基準(昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準)により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の 10%相当額(20 万円を上限)を所得税額から控除する。

住宅改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域

- ・「地域における多様な住宅需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」の地域住宅計画
- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の耐震改修促進計画
- ・「住宅耐震改修促進計画(地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画)」

【固定資産税】

旧耐震基準により建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額(120㎡相当部分まで)を以下のとおり減額する。

平成 18 年から 21 年に工事を行った場合：3 年間 1 / 2 に減額

平成 22 年から 24 年に工事を行った場合：2 年間 1 / 2 に減額

平成 25 年から 27 年に工事を行った場合：1 年間 1 / 2 に減額

事業用建築物に係る耐震改修促進税制(所得税、法人税)

事業者が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに、耐震改修促進法第 6 条の特定建築物(事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物)について、同法の認定計画に基づく耐震改修を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、耐震改修に要した費用の 10%の特別償却ができる措置を講ずる。

(5) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震化の推進

北海道では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に実施するために、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）を地震時に通行を確保すべき道路（以下、緊急輸送道路という）として指定しています。

このうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消化活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、第1次緊急輸送道路区分の道路については、「特に重要な緊急輸送道路」として指定し、沿道の特定建築物について、計画期間について優先的に耐震化を図ることとしています。

本計画に位置づける緊急輸送道路は次の1及び2の道路を指定します。

これらの道路は本計画に位置づけるとともに、町防災計画に平成20年度の早い時期に位置づけをし、沿道建築物の耐震化に取り組むこととします。

1. 厚真町内に位置する緊急輸送道路（北海道計画に位置づけられているもの）

・第1次緊急輸送道路

日高自動車道

国道235号

道道千歳鷗川線

・第2次緊急輸送道路

町道京町1号線の一部（役場前から道道千歳鷗川線間）

2. 「厚真町の2つの市街地を結ぶ道路」、「防災拠点と各地区避難施設を結ぶ道路」、及び「これら道路と北海道耐震改修計画に位置づけられた道路を結ぶ道路」の3種類の道路として道道厚真浜厚真停車場線の一部他35路線 (68頁 資料2.地震時に通行を確保すべき道路参照)

主な施策
北海道と連携した緊急輸送道路沿道特定建築物の耐震化促進

(6) 地震時の総合的な建築物の安全対策の推進

これまでの地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地やがけ地の崩壊等による人的被害も発生しています。

町では、がけ地崩壊の危険性を避けるために既にがけ地近接等危険住宅移転事業を進めており、今後も本事業を進め、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

主な施策
がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

(基本施策2) 町民への啓発・知識の普及

(1) ゆれやすさマップの作成・公表

地域において発生のおそれのある地震やそれによるゆれやすさ等を住民に伝えることにより、地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、住民にとって理解しやすく、身近に感じられるゆれやすさマップの提示が有効です。

こうしたゆれやすさマップを地方公共団体で活用することで、重点的、計画的な地震対策の推進が可能となることから、町では想定地震によるゆれやすさマップを作成・公表します。

主な施策
ゆれやすさマップの作成・公表

(2) 住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの作成・配布

建築物の地震防災対策に関する所有者等への啓発、知識の普及を図るため、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などの必要性や効果、住宅リフォーム全般に関するポイントや手順などを周知する必要があります。

北海道が作成した各種パンフレットをセミナー、イベントなどを通じて配布するとともに、特定建築物所有者に対する説明会開催などで配布するなど、建築物の耐震化について積極的な周知に努めます。

主な施策
リーフレット等を活用した所有者等への普及・指導の強化 パンフレット等普及啓発ツールの配布 「安心・快適リフォームのススメ! (平成17年北海道建設部建築指導課)」 「誰でもできるわが家の耐震診断 ((財)日本建築防災協会)」など



普及啓発パンフレット

(3) 一般向けセミナー等の紹介

住宅建築物の耐震診断や耐震改修の必要性や効果についての知識の普及を図るため、建築関係団体等と連携し、一般向けにリフォームセミナー等を紹介します。

また、リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事とあわせて耐震改修が行われるよう、所有者等に対してリフォームセミナー等の紹介を通じて普及啓発を図ります。

主な施策
一般向けリフォームセミナー等の紹介

(4) 自治会等との連携

地震防災対策は地域におけるきめ細かい取り組みが重要です。

地域において自治会等は災害時対応において重要な役割を果たすほか、平時においても地域における地震時の危険箇所の点検や住宅・建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待されます。

また、地域に根ざした専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携など幅広い取り組みが必要です。

町は、このような地域単位の取り組みを支援する施策として、地震防災マップの配布、自治会の要望に応じた説明会、相談会などを行います。

主な施策
地域防災計画による自主防災組織や自治会との連携

9 - 2 . 基本目標 2 : 公共による地震に強いまちづくりの推進

(基本施策 3) 公共による地震に強いまちづくりの推進

(1) 公共建築物の計画的な耐震化の促進

公共建築物は、多数の町民利用はもとより、災害時の拠点施設や避難施設として機能することが求められることから、計画的な耐震化を促進します。

こうしたことから、町有の特定建築物と避難施設でありながら耐震診断が未定な総合体育館について平成 27 年までに耐震化を進めます。

また、公共住宅についても民間を先導する意味でも計画期間内での耐震化を進めます。

(再掲)

公共住宅は下表に示す通りであり、順次耐震診断を行い、耐震性を確認するとともに、公営住宅の建替や必要な修繕を実施し、耐震化率 100 % を目標とします。スポーツセンター（特定建築物と重複）及び総合福祉センターは平成 20 年度に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施します。

防災計画避難施設のうち、耐震性未確認な厚南会館等について、速やかに耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施します。

不特定多数が使用する大規模施設として児童会館の耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施します。

重要な施設として上厚真浄水場、消防庁舎、役場、厚真町共同野菜集荷貯蔵施設、除雪センターの耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を実施します。

(2) 所管行政庁との連携

耐震改修促進法に基づく指導等

耐震改修促進法に基づき、所管行政庁（本町の場合は北海道）は、特定建築物所有者に対する措置として、以下の指導等を段階的に行います。

本町においても北海道と連携し、特定建築物の耐震化の促進を推進します。

主な施策
特定建築物の所有者に対する指導等（所管行政庁と町との連携）

表 9 - 1 耐震改修促進法に基づく指導等（特定行政庁：北海道）について

対象	<p>指導・助言対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園・保育所：2 階・500 m²以上 ・ 小・中学校：2 階・1000 m²以上 ・ 老人ホーム等：2 階・1000 m²以上 ・ 一般体育館：1000 m²以上（階数要件なし） ・ その他の多数利用の建築物：3 階・1000 m²以上（現行どおり） ・ 道路閉鎖させる住宅・建築物 ・ 危険物を取り扱う建築物 <p>指示・立ち入り対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般体育館：2000 m²以上（階数要件なし） ・ その他の多数利用の建築物：3 階・2000 m²以上 ・ 幼稚園・保育所：2 階・750 m²以上 ・ 小・中学校：2 階・1500 m²以上 ・ 老人ホーム等：2 階・2000 m²以上 ・ 危険物を取り扱う建築物：500 m²以上
実施内容	<p>(1) 特定建築物台帳の整備</p> <p>(2) 指導・助言 特定建築物所有者に、耐震化を促すリーフレット、パンフレットを送付予定(H19 年度)</p> <p>(3) 指示・報告徴収または立ち入り検査</p>
公表	<p>特定建築物の所有者が正当な理由がなく指示に従わない場合、必要に応じて北海道のホームページに公表する。</p>

建築基準法による勧告または命令

建築基準法では、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合には、所管行政庁（本町の場合は北海道）は、勧告または命令*を行うことができるとされています。

本町においても北海道と連携し、必要に応じた対応を行っていきます。

*建築基準法による勧告または命令：

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うことができます。とされています。

主な施策
特定建築物の所有者に対する指導等（所管行政庁と町との連携）

「（仮称）全道建築物等地震対策推進協議会」との連携

北海道耐震改修促進計画では、住宅・建築物の耐震化をはじめとした災害予防対策と被災建築物の応急危険度判定の実施体制の整備を一体的に行う組織体制のあり方を検討し、道内の建築物等の総合的な地震対策を推進する場として、「（仮称）全道建築物等地震対策協議会」の設置を位置づけています。

本町においてもこれら協議会と連携とり、北海道、市町村、各団体が一体となった建築物等の耐震化推進を進めていきます。

主な施策
「（仮称）全道建築物等地震協議会」と連携した各種施策の推進

9 - 3 . 今後 3 カ年の事業量について

今後、3 カ年の事業量の目標量は以下に示すとおりです。

(1) 民間耐震改修事業量について

平成 2 0 年度： 0 件、啓発普及が中心

平成 2 1 年度： 3 件

平成 2 2 年度： 1 0 件

*平成 2 3 年度から平成 2 7 年度 3 5 4 件

(2) 公共に関する耐震改修事業 (診断)

平成 2 0 年度： 2 件

平成 2 1 年度： 4 件

平成 2 2 年度： 2 件

*平成 2 3 年度から平成 2 7 年度 1 4 件